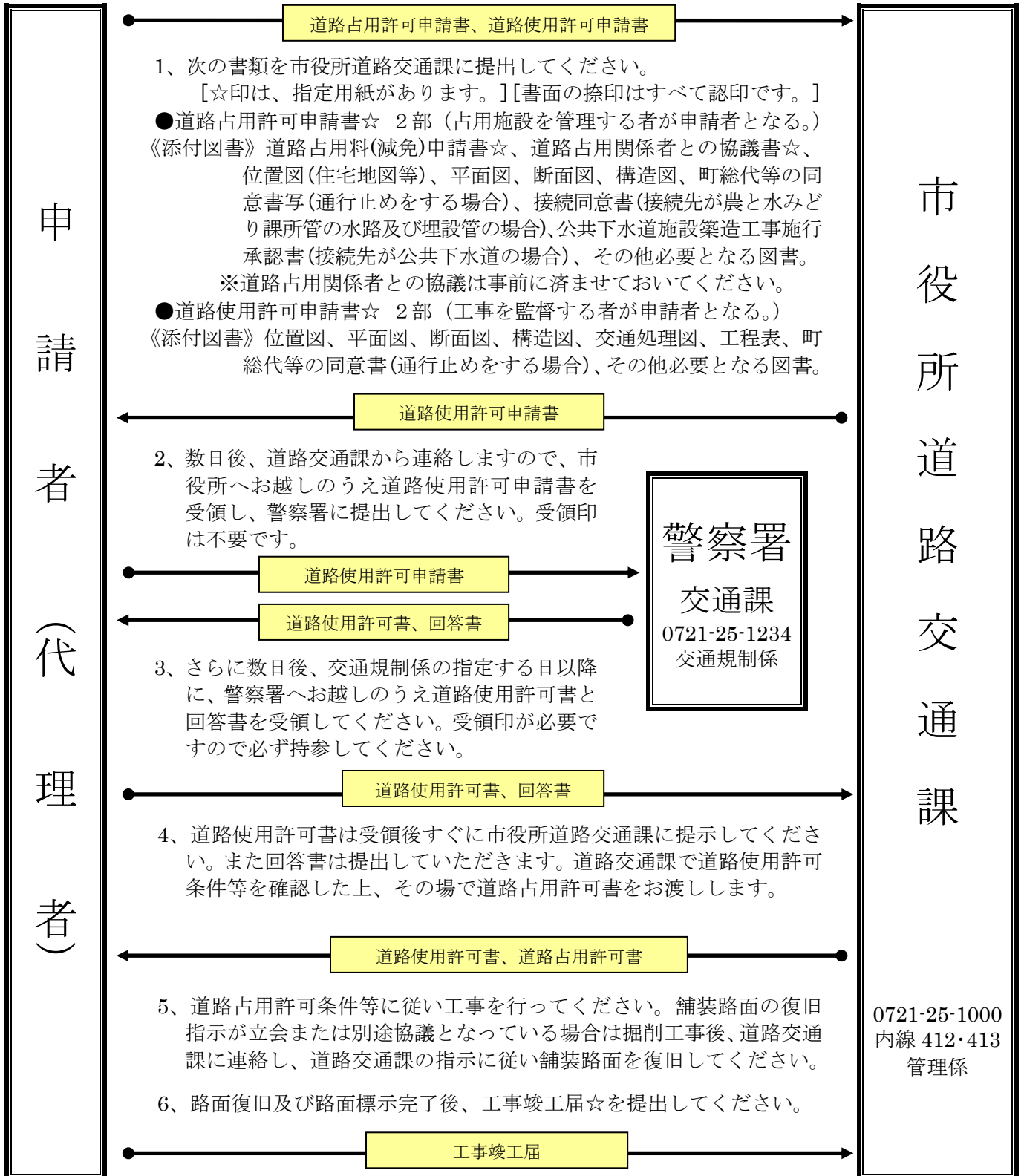


道路占用許可の申請手続き

富田林市が管理する道路の占用又は掘削を伴う場合は、次により許可を受けて下さい。尚、道路法並びに富田林市道路占用工事施行規則などに基づき、申請内容の変更を指示する事があります。また申請そのものを受理できない、または許可できない事もありますので、はじめて申請される方は事前に道路交通課に連絡ください。

占用物を伴わない工事は「道路工事施行承認」の申請を行ってください。



※申請から許可まで、概ね2週間程度の期間を要します。